

令和 8 年度指定障害福祉サービス事業者等に対する説明会
及び障害者総合支援法に基づく集団指導

障害福祉サービス事業等における各種届出等について

法令遵守の徹底について（事業者の一般原則）

- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情をふまえた計画（「個別支援計画」）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

法令遵守の徹底について（処分事例について）

244-1813
令和6年8月6日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

宮崎県福祉保健部障がい福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条に基づく行政処分を踏まえた法令遵守等の再徹底について（通知）

県では、先般の報道等で御承知のとおり、障害福祉サービス事業所に対して、指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止及び介護給付費等請求上限7割6か月）とする行政処分を行ったところであります。

今回の処分は、当該事業所が、

- ・ サービス管理責任者を配置していなかったこと
- ・ 個別支援計画未作成減算、サービス管理責任者欠如減算を適用しなかったこと
- ・ 既に退職したサービス管理責任者が作成したかのような書面を作成していたこと

に伴うものであります。

つきましては、各事業所におかれても、今回の事案を踏まえ、障害福祉サービス事業所等の人員、設備、運営や報酬算定等の基準に関する諸法令の遵守について、あらためて徹底していただくとともに、適正な障害福祉サービスの提供をお願いいたします。

県としましては、障害福祉サービスの公益性等を損なう事案に対しましては、引き続き厳正に対処してまいります。

（担 当）

障がい者・就労支援担当

障がい児支援担当

電話：0985-26-7068

➤ 令和6年8月1日付けで、県から障害福祉サービス事業所に対し、指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止及び介護給付費等請求上限7割6か月）とする行政処分を行った。

➤ 処分の理由は以下のとおり。

- ・ サービス管理責任者を配置していなかったこと。
- ・ 個別支援計画未作成減算、サービス管理責任者欠如減算を適用しなかったこと。
- ・ 既に退職したサービス管理責任者が作成したかのような書面を作成していたこと。

法令遵守の徹底について（届出）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）

届出内容	期限	様式
変更届	変更日から <u>10日以内</u>	別記様式第4号
休止・廃止届	休止、廃止の <u>1ヶ月前まで</u>	別記様式第4号
再開届	再開日から <u>10日以内</u>	別記様式第4号
指定辞退申出書 ※	辞退の <u>3ヶ月前まで</u>	別記様式第5号

※指定障害者支援施設のみ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）

届出内容	期限	様式
体制届 （減算が発生する場合）	<u>速やかに</u> 届出	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
体制届 （加算を取得する場合）	15日までの受付分は翌月適用。 16日以降の受付分は翌々月適用。	〃

業務管理体制の整備について

平成 24 年 4 月 1 日から、障害福祉サービス等事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられている。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に提出する必要がある。

① 事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制の内容	事業所等の数： 1以上20未満	事業所等の数： 20以上100未満	事業所等の数： 100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守規程の整備		○	○
業務執行の状況の監査の 定期的な実施			○

業務管理体制の整備について

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

区分	届出先
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課)
特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業を行う事業者であって、それらの事業所が同一市町村内に所在する事業者	各市町村 (障がい福祉担当課)
すべての事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が宮崎市（中核市）内に所在する事業者	宮崎市 (障がい福祉課)
上記以外の事業者	宮崎県 (障がい福祉課)

事故報告について（報告義務）

障害福祉サービス事業所等は障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等により、以下のとおり事故発生時の報告が義務づけられている。

- 1 事業者は、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合は、
都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、
損害賠償を速やかに行わなければならない。

【事故報告の対象サービス】

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害者支援施設、一般相談支援事業、地域生活支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設、障害児相談支援事業、地域生活支援事業

【事故が起きたら】

- ①まずは、利用者（児）の御家族へ速やかに連絡を行い、十分に説明を行ってください。
- ②次に、電話により、県障がい福祉課等の報告先に第一報を入れてください。
- ③事業所において事故原因の究明、再発防止策の検討を行い、改めて文書にて事故報告を提出してください。

事故報告について（対象となる事故）

重大事故	
死亡	治療に30日以上かかる負傷、疾病
一酸化炭素中毒	重大な生命身体事故等が発生するおそれのあるもの（火災、窒息等）

その他の事故	
治療に1日以上かかる負傷、疾病	怪我、火傷、誤嚥、誤薬等のうち、医師の診察又は同等の処置を要するもの（消毒処置のみの軽微なものは報告不要）
無断外出	警察等の協力による捜索が必要となるもの
感染症の集団発生	食中毒、インフルエンザ、結核、感染性胃腸炎、コロナ等
職員の法令違反によるもの	送迎中の事故及び法令違反、情報漏洩、横領、不正会計処理等
天災による被害	サービス提供に影響する重大なもの
その他	事業所が必要と判断したもの

事故報告について（報告内容）

1 報告年月日

2 事業所の内容

- (1) 法人の名称
- (2) 事業所の名称・所在地・電話番号
- (3) 報告者の職氏名

3 利用者の概要

- (1) 氏名・性別・年齢・住所・連絡先
- (2) 障がい種別、障害支援区分

4 事故の概要

- (1) 事故発生日時・場所
- (2) 事故の種別
- (3) 事故発生の経緯
- (4) 事故後の対応

5 利用者家族への対応等

- (1) 利用者の状況
- (2) 利用者・家族等に対する連絡・説明
- (3) 損害賠償（保険適用）の状況
- (4) 治療医療機関名

6 市町村及び関係機関への連絡・説明状況

7 事故の原因及び今後の改善策

【事故報告先】

- ・指定権者（宮崎県障がい福祉課又は宮崎市障がい福祉課）
- ・利用者の支給決定市町村
- ・事業所所在市町村

必要以上の情報（記録）を送ることや、情報が不足することのないようお願いします。

介護職員等の喀痰吸引について

平成24年に行われた「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、医療や看護と連携による安全確保が図られていること等の一定の条件下で、介護職員等による喀痰吸引（たんの吸引・経管栄養）が実施できる制度が開始しており、本制度を活用する障害福祉サービス事業所等は事業者登録等が必要となる。

● 登録喀痰吸引事業者

実施できる喀痰吸引等が付記された介護福祉士登録証を持つ介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録が必要

● 登録特定行為事業者

介護職員のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に喀痰吸引等を行わせる場合は、「特定行為事業者」としての登録が必要

- ・たんの吸引等は、医療行為であり医師の指示（書）がなければ実施できない。
- ・介護職員等がたんの吸引等に従事するためには、一定の研修を修了した上で、あらかじめ県から認証の交付を受ける必要がある。
- ・本制度により介護職員等が実施できる行為は、「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「気管カニューレ内部の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「経鼻経管栄養」に限られる。

【注意点】

看護師等の免許を有する者が居宅介護事業所において従業者として配置されている場合でも、特定行為業務を実施する場合には登録喀痰吸引事業者としての登録が必要であり、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助等は行うことができません。（老人福祉法・介護保険法においても、看護師の免許を有する者が介護職員として勤務する場合は同様です）